

◎新潟県告示第451号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり変更する。

平成29年4月4日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

平成28年4月1日新潟県告示第442号指定分

「

種類	名称	位置	数量及び能力
保管施設	中央ふ頭(東) 4号野積場	北蒲原郡聖籠町 東港2丁目地内	面積43,600.63平方メートル 未舗装

」

を

「

種類	名称	位置	数量及び能力
保管施設	中央ふ頭(東) 4号野積場	北蒲原郡聖籠町 東港2丁目地内	面積46,500.20平方メートル 未舗装

」

に変更する。